

## 十二世紀末高麗の「李義政政権」に関する再検討

中 野 耕 太

はじめに

1. 先行研究における「李義政政権」像
2. 「李義政政権説」の根拠とその妥当性
3. 「李義政政権説」への疑問

おわりに

### はじめに

1170年、武臣鄭仲夫・李義方らが軍事クーデターによって国王毅宗を廃して明宗を擁立し、高麗王朝の実権を掌握した（庚寅の乱）。それ以後1270年にモンゴル帝国（イェケ・モンゴル・ウルス）の圧力を受けて林衍・林惟茂政権が崩壊するまでの一世紀間は、一貫して武人執権者<sup>1</sup>が政権を握った時代であると理解されており、「武人政権期」と呼ばれている。武人政権期は朝鮮史上珍しく武人が政権を掌握した時代であり、ほぼ同時期に成立した日本の武家政権との共通点も見られる事から、日韓両国の歴史学界において以前から注目されてきた<sup>2</sup>。

通説的な理解によれば、（表一）にあるとおり、武人政権の執権者は1170年の庚寅の乱以降、李義方→鄭仲夫→慶大升→李義政→崔忠献→崔怡→崔沆→崔竑→金俊→林衍→林惟茂という順に変遷したと考えられている。たしかに崔忠献から崔竑までのいわゆる「崔

---

1 韓国の歴史学界では武人政権の頂点に立つ指導者のことを「執権者」もしくは「執政」と呼ぶことが多い。ただし、「執政」は単に「人事行政の主管者」を指す用語として史料上で用いられることもあるため（たとえば『高麗史』巻一百二、列伝、金仁鏡、附金承茂では政房に所属し、人事行政を主管した許珙が執政であったと述べられている）、本稿では「執権者」という用語を使うことにしたい。

2 そのような日韓比較の観点に立ったものとしては、[金鍾国 1960]、[義江 1992]、[村井 1992]、[村井 1999]、[李領 2005]、[滑川 2007] などがあり、主に日本史研究者の側から注目されている。

表一 武人政権期各執権者の政権存続期間（上段）と国王の在位期間（下段）対照表

李義方・鄭仲夫												林衍・林惟茂	
西暦	1170	1179	1183	1184	1196	1219	1249	1257	1258	1268	1270		
		慶大升	李義旼	崔忠献	崔怡	崔沆	崔瑄	金俊					
	明宗				高宗				元宗				
	1170				1197	1213				1259			1274
													神宗・熙宗・康宗

氏政権」の場合は、執権者一人に権力が集中し、意図的に権力世襲をおこなっているため、この理解は妥当である。また、金俊から林惟茂に至るまでの執権者たちも、崔氏に倣って政治権力を独占し、その権力を世襲しようとしていたことが明確にうかがえるため、上記のように理解しても差し支えない。しかし、崔忠献より以前、李義方から李義旼に至るまでの明宗代（1170～1197年）の武人政権については、必ずしもこのような理解が妥当であるとは限らない。明宗代には常に一人の執権者が権力を独占できていたわけではなく、そもそも権力を独占しようとする意図があったかすら疑わしい部分があるためである。そうであるにもかかわらず、従来の研究では明宗代の武人政権についても崔忠献以降と同様に、「・・・（執権者の人名）政権」と呼び、一人の執権者が専権をふるっていたかのように理解してきた。

そのような通説的理解を疑うために筆者が特に注目したいのは、いわゆる「李義旼政権」である。「李義旼政権」は通説では（表一）のように、1184年から1196年の間に李義旼という一人の武人を頂点にして存在していたとされる政権であり、高麗の明宗代（1170～1197年）における最長の武人政権であった。以下本稿において、「1184年から1196年までの間に李義旼政権が存在したとする通説」のことを「李義旼政権説」と呼ぶことにしたい。しかしながらこの期間に実際に「李義旼政権」と呼ぶにふさわしいほどの実体があったのかどうかについては再考の余地がある。「李義旼政権」という概念は、当代の政治史に対する綿密な検討を経て作り上げられたものというよりは、むしろ執権者中心の武人政権理解が、崔忠献政権より以前に無自覚的に投影された結果として生み出されたものと考えられるためである。

本稿の目的は、「武人政権」という名で総称される各政権とその時期の政治史の実態を明らかにするための一つの試みとして、「李義旼政権」という概念の虚構性を論証することにある。

このような目的を達成するために、本稿では以下の三点について検討したい。一つ目は、これまでの先行研究において「李義旼政権」がいかなるものであると考えられてきたかを

明らかにすることである（本稿の1章に該当）。二つ目は、「李義政政権説」の根拠とみなされうる史料を抽出し、再検討を加えることである（2章に該当）。三つめは、筆者が「李義政政権説」を支持しない史料的根拠を提示することである（3章に該当）。

## 1. 先行研究における「李義政政権」像

この章では、先行研究で「李義政政権」がどのようなものとして論じられてきたかを検討するが、本論に入る前にまず李義政という人物について簡単に説明しておきたい。

李義政は慶州の出身であり、塩と篩ふるいを商う商人の父と、延日県・玉霊寺の婢である母の間に生まれた。その壮健さを買われて高麗の中央軍に入り、毅宗の寵愛を受けたが、1170年の庚寅の乱では鄭仲夫・李義方みづららを支える側にまわった。1173年の金甫当みづらの乱<sup>3</sup>の際に、反乱軍が前王毅宗を巨濟島から慶州に連れ出して復位を図ると、李義政は慶州の在地勢力とともにこの動きを弾圧し、毅宗を殺害した。1179年に慶大升が鄭仲夫を殺して実力者として浮上すると、李義政は「前王を弑害した者」として慶大升に誅殺されることを恐れ、1181年に慶州に隠遁した。1183年に慶大升が死ぬと、翌年に明宗に召還されて政界に復帰した。その後1190年には同中書門下平章事として宰臣の一人にまで昇進したが、本人と息子至榮らの行ないが悪かったために人心を失い、1196年に崔忠獻・崔忠粹兄弟によって賊臣として誅殺された。卑賤な身分から宰相にまで至った稀有な人物であり、また新羅復興運動とのつながりについてもこれまでしばしば言及されてきた<sup>4</sup>。

李義政は武人政権の有力な権力者の一人として早くから注目されてきたが、李義政に関する最初の専論が出されたのは1979年のことである。この年に〔旗田 1979〕と〔金塘沢 1979〕が出され、現在につながる「李義政政権」のイメージが形成された。

〔旗田 1979〕は武人政権と在地勢力との関係を理解するために、李義政と慶州の関係を検討した。〔旗田 1979〕は李義政について、「彼は鄭仲夫ほどの独裁権力をもたなかったが、いまや最高権者の一人になった。奴隸身分から成り上り、おどろくべき立身出世をしたものである。」（483頁）と述べており、「李義政政権」という言葉は用いていないも

3 東北面兵馬使金甫当が1173年に前王毅宗の復位を企てて起こした反乱である。金甫当は捕えられて殺されるが、多くの文臣がこの反乱に加担しているという金甫当の証言により、武臣による大規模な文臣迫害（癸巳の乱）が起こった。

4 『高麗史』や『高麗史節要』によれば、李義政は新羅復興を企図して慶州周辺の民乱勢力と結びつき、自らが王になることを望んでいたという（たとえば『高麗史節要』卷十三、明宗二十三年七月条など）。この問題は李義政という人物の政治的性格を考えるうえで重要なテーマではあるが、〔金塘沢 1979〕、〔金皓東 1982〕、〔金塘沢 1999〕、〔金皓東 2012〕などが指摘しているように、反李義政勢力による捏造の可能性が高く、その真偽については不確実な部分が多い。そのため本稿では、紙幅の関係もあり、この問題については扱わないこととする。また別の機会に詳しく検討してみたい。

の、李義暉が当時最高の権力者の一人であったことは認めている。

[金塘沢 1979] は明宗代の武人グループの権力交替から当該時期の政治史を読み解こうとした研究であるが、論文の題名からもうかがえるように「李義暉政権」の存在を想定していた<sup>5</sup>。その後、[金皓東 1994]、[金大中 2002]、[신수정 2004] など李義暉に関する研究がいくつか出されたが、これらは全て1184年から1196年の間に「李義暉政権」が存在していたとする [金塘沢 1979] の見解に賛同しており、「李義暉政権説」は通説化するに至った。

しかしながら、このような通説に対して唯一批判を行なったのは [朴宗基 1990] である。[朴宗基 1990] は、李義暉は1184年の帰京当時にはまだ最高実権者になっておらず、1187年の曹元正の乱<sup>6</sup>を契機にして実権を掌握したと推測し、その根拠として以下の三点を挙げている。

- (Ⅰ) 曹元正の打倒対象が李義暉でなく文克謙であることから、曹元正の乱発生当時、文克謙が李義暉よりも政治的に重要な地位にいたものと考えられること。
- (Ⅱ) 1184年12月から1190年12月までの間、李義暉の政治的活動を伝える史料が無いこと。
- (Ⅲ) 1196年に李義暉を倒して実権を握った崔忠献が封事十条を提出して改革を主張したように、曹元正の乱が収束した後の1188年に出された明宗の教書は、李義暉が離叛した民心を收拾しようとした意志の表れであり、その少し前に李義暉が高麗の実権者として浮上していたと推測できること。

(Ⅰ) については、すでに [金皓東 1994] が指摘しているように<sup>7</sup>、曹元正は文克謙

---

5 「李義暉は皆が知っているとおり、寺婢の息子として生まれ、明宗十四年(1184)から同王二十六年(1196)に至る十二年間執権した人物である。身分制社会であった高麗において賤系の李義暉が短くない期間の間、政権を専らにしたという事実は我々の関心を引くに充分である。」(2頁)と述べているように、李義暉が1184年から1196年までの十二年間政権を握ったことをほぼ自明視している。

6 文克謙らの弾劾によって辞職に追い込まれた曹元正が、1187年7月に石隣らとともに仲間を集めて夜中に宮殿を占拠し、文克謙らに対する復讐を果たそうとした事件であるが、結局失敗し、曹元正らは斬刑に処された。

7 [金皓東 1994] は(Ⅰ)に対して、「曹元正が文克謙を怨んで彼を除去しようと乱を起こした原因は曹元正が中書省の公廩田田租を奪った時、文克謙らとその罪を裁くことを請い、致仕させられたためである。この時文克謙らの疏章が実に五回もたてまつられた後になってようやく枢密副使から工部尚書に左遷され、致仕することになったことから文克謙の権限が制限的であったことがわかる。これを無視して文克謙が当時政治的に重要な位置にいたためだと見る事はできないだろう。」(65頁)と述べている。

によって失脚させられたために彼を打倒目標にしたにすぎず、李義暉が当時実権を掌握していなかったとする根拠にはなりえない。また(Ⅲ)も、1188年の教書が李義暉の意志によって出されたものとする根拠が示されておらず、曹元正の乱を契機にして李義暉が実権を掌握したと推測するには根拠が不十分である。したがって(Ⅰ)と(Ⅲ)に関しては従いがたく、1187年の曹元正の乱を契機にして李義暉が実権を掌握したという見解の妥当性には疑問の余地がある。しかし、(Ⅱ)は「李義暉政權説」を疑う有力な根拠になりうるものであり、1184年の李義暉の政界復帰後すぐに「李義暉政權」が成立したという通説に対して疑問を投げかけたことの意義は大きい。

以上、「李義暉政權説」の成立から現在に至るまでの過程を概観したが、次に「李義暉政權」が先行研究によってこれまでどのように性格付けられてきたかを検討することにした。

これまで注目されてきた「李義暉政權」の特徴として、国王明宗との関係や李義暉の反対派に対する包容政策の二点を挙げる事ができる。まず一点目の明宗との関係については、明宗と李義暉の結託関係が早くから指摘されており<sup>8</sup>、両者の関係はおおむね良好であったと考えられている。特に、慶州に帰郷していた李義暉を都に呼び戻して官職を与えたのは明宗であり、李義暉の中央政界における地位は明宗に与えられたものである。明宗は庚寅の乱の際に鄭仲夫らによって傀儡のように即位させられた国王であったが、この時期には李義暉を新たな執権者として選ぶことができるほど王権が回復していたと指摘されている<sup>9</sup>。また、武人政權全時期のうち「李義暉政權期」において王権が最も安定していたという指摘もある<sup>10</sup>。

次に、二つ目の反対派に対する包容政策についても検討してみよう。[金塘沢 1979]によれば、李義暉は庚寅の乱の際の「行動集団<sup>11</sup>」を中核としながらも、文克謙・韓文俊のような文臣や政敵慶大升の親戚にあたる孫碩も自身の政權の中に取り込んでいたという。従来の先行研究ではこれを、李義暉の権力が強固になるまではあえて反対派をも取り込むことでその支配を安定化させようとしたものと説明してきた<sup>12</sup>。

8 [金塘沢 1979] は、明宗が李義暉を都に呼び戻した理由について、「要するに明宗は李義暉と結託することで王権の安定をはかろうとしたのではないかと考えられる。」(36頁)と指摘している。

9 たとえば[羅満洙 1992] 149～150頁。

10 たとえば[金塘沢 1979] は、「要するに、李義暉執権期の王権はどの武人執権期より安定した状態を維持したと考えられるが、これは明宗と李義暉の同一な政治路線がもたらした結果ではなかったか。」(37頁)と述べ、両者の関係が全体的に良好であったことを指摘している。

11 [金塘沢 1979] が用いた概念であり、庚寅の乱の際に首謀者の命令に従って積極的に乱に参加した下級武臣や一般軍人たちを指し、卑賤な身分の出身者が多かったという。

12 たとえば[金塘沢 1979] 40頁。

以上の二点の特徴は、「李義政政権」に関する先行研究の中で何度も指摘されてきたことであるが、「李義政政権」という概念の不確かさを逆説的に証明する根拠にもなりうる。明宗が李義政を都に呼び戻して官職を与え、「李義政政権期」において明宗の王権が最も安定していたという事実は、結局李義政の権力が王権を脅かさない程度に微弱なものでしかなかったことを意味しているのではないだろうか<sup>13</sup>。

また、李義政が反対派を取り込むような包容政策を採ったとこれまで指摘されてきてはいるものの、李義政が反対派と提携したとする史料の根拠は何ら示されていない。ただ、いわゆる「李義政政権期」（1184～1196年）の間に李義政の反対派と思われる孫碩が宰相の一人である平章事（正二品）にまで昇進していること<sup>14</sup>を根拠にして、李義政が反対派を包容したと推測しているにすぎない。これを李義政の包容政策によるものと解釈するのが妥当な理解であるのか疑問の余地がある。単に反対派が昇進していくのを阻むことができなほどに李義政の権力が弱かったためと考えることも可能ではないだろうか。以上のように「李義政政権」の特徴と見なされてきた部分も、見方を変えれば「李義政政権」の存在を疑う根拠になりうる。次章ではより踏み込んで「李義政政権」の根拠とみなされうる史料を提示し、「李義政政権説」の妥当性について検討してみることにしたい。

## 2. 「李義政政権説」の根拠とその妥当性

この章では、「李義政政権説」の根拠とみなされうる史料に検討を加えることで、「李義政政権説」の妥当性について考えてみたい。ただし、これまでの研究で「李義政政権説」の根拠が十分に示されてきたとはいえない。そのため本稿で挙げる史料は、あくまでも筆者の判断に基づいて選んだものである。

（根拠一）李義政の伝が『高麗史』叛逆伝に収録されていること

現在武人政権の執権者と見なされている人物は、慶大升一人を除いて全員『高麗史』叛逆伝に立伝されている人物である。したがって、『高麗史』巻一二八、列伝、叛逆二に鄭仲夫、李義方に続いて李義政の伝があるという事実は、彼を武人執権者だと考える有力な根拠になっているものと思われる。

---

13 『高麗史』世家の明宗の賛によれば、李義政はただの「匹夫」に過ぎず、明宗は李義政を誅殺できる状況にあり、そうすべきであったにもかかわらず、かえって呼び戻して官職を与え、政治を乱してしまったのだと指摘している（『高麗史』巻二十、世家、明宗二十七年九月、史臣賛）。1397年に鄭道伝が著わした「経済文鑑別集」にこの賛と同内容の記述が見られることから（『三峯集』巻十二、「経済文鑑別集」下、君道、明王）、この賛を書いたのは鄭道伝であったと考えられる。この賛を見るかぎり鄭道伝は李義政個人の政治的実力をあまり高く評価していなかったようである。

14 『高麗史節要』巻十三、明宗二十六年四月。

しかし、ある人物が叛逆伝に立伝されるのは、その人物に叛逆行為があったと『高麗史』の編纂者がみなしているために過ぎず、執権者であることを直接的に意味するわけではない。李義政の場合は毅宗を殺害したという明確な叛逆行為があったために叛逆伝に立伝されているのであり、それは必ずしも彼が武人政権の執権者であったとする根拠にはなり得ない。実際に『高麗史』巻一二八、列伝、叛逆二には鄭仲夫・李義方・李義政に続いて鄭方義と曹元正の二人が立伝されているが、彼らを武人執権者と見なすことはできない<sup>15</sup>。したがって、李義政伝が『高麗史』列伝中の叛逆伝にあることは、「李義政政権」の実在を証明する直接的な根拠にはなり得ないだろう。

(根拠二) 李義政を倒したことが崔忠献の政権掌握の契機となったこと

1196年4月に崔忠献は弟の崔忠粹と共にクーデターを起こし、自らを中心とした独裁体制構築のために動き出すが、そのクーデターの最初の打倒目標になったのが李義政である。崔忠献が政権を掌握できたのは李義政を倒したからであり、李義政を倒すことで崔忠献は李義政に代わって執権者になることが可能であったと一般的に考えられているようである<sup>16</sup>。

しかしながら、崔忠献は李義政を倒しただけで政権を掌握できたわけではない。崔忠献の権力掌握過程の分析は別の機会に扱う予定であるため詳論は避けるが、(表二)に示したとおり、崔忠献は李義政誅殺後も権節平・孫碩らの殺害、吉仁との戦闘や内侍・小君<sup>17</sup>勢力の排除、杜景升の排除、明宗の廃位、弟崔忠粹の打倒などを通じて時間をかけながら段階的に実権を掌握していったという方が実態に近く、李義政打倒はその政権掌握過程における最初の行動であったに過ぎない。

15 鄭方義は晋州の郷吏であり、1200年に仲間を集めて邑内の反対派を殺戮し(鄭方義の乱)、晋州の実質的な支配権を掌握したものの、翌年に晋州人に殺害された人物である。彼は晋州の一郷吏に過ぎず、中央の武人政権に参画した人物ではない。また、曹元正は1187年に文克謙に対する復讐を遂行するために夜間に宮殿を占拠する事件(曹元正の乱)を引き起こした人物であり、武人政権に参画した武人の一人ではあるが、執権者と言えるほどの権力を持った人物ではない。この二つの事例からもわかるように、叛逆伝に立伝されていることとその人物の権力の大きさとの間に直接的な相関関係は見出せない。

16 たとえば[辺太燮 1973]は「明宗二十六年、崔忠献は李義政を誅殺して政権を奪った。」(109頁)と述べているように、崔忠献の政権掌握の契機を李義政打倒に求めている。

17 内侍とは国王に侍従した官員であり、権門の子弟などが任命されることが多かった。小君とは出家して僧侶になった国王の庶子のことである。明宗には善思や洪機のような十数名の庶子がおり、彼らが小君となって内侍とともに明宗の側近勢力を形成していた(『高麗史』巻九十、列伝、宗室、明宗庶子)。

表二 崔忠献の政権掌握過程

年・月	事項
1196・4	崔忠献・忠粹兄弟が李義叟を暗殺し、その首を市にさらす。
	崔忠献・忠粹兄弟が十字街で軍卒を召集する。
	李義叟の子、李至純と李至光兄弟が崔忠献の率いる軍勢に敗れ、遁走する。
	崔忠献が明宗に対してクーデターの趣旨を説明し、李義叟の残党討伐の許可を得る。
	崔忠献が將軍韓休を安西都護府に遣わして、李義叟の子李至栄を斬らせる。
	崔忠献が韓光衍を慶州に遣わして李義叟の三族を誅殺させる。
	崔忠献が権準と孫洪胤を呼び出して殺し、また李景儒を殺す。
	崔忠献が平章事権節平・孫碩らを捕えて殺害する。
	大將軍吉仁が寿昌宮で禁軍と宦官・奴隸らに武器を与えて崔忠献を討つために挙兵するが、敗北し、自殺する。
	崔忠献が寿昌宮を占拠し、明宗の身柄を確保する。
	崔忠献が参知政事李仁成・上將軍康濟ら三十六人を仁恩館に捕え、殺害する。
崔忠献が上將軍周光美らを殺し、郎將崔斐らを流配する。	
1196・5	崔忠献兄弟が封事十条を提出して国政改革を促す。
	李義叟の子李至純と李至光が崔忠献に投降するも、処刑される。
	崔忠献の提言によって内侍五十名が罷免される。
	崔忠献が明宗庶出の小君勢力の政治介入を防ぐため、寺に戻らせる。
1197・2	崔忠献と崔忠粹が功臣として冊封される。
1197・9	興王寺の僧と中書令杜景升が崔忠献を殺害しようとしているという匿名の書が投じられる。
	崔忠献兄弟が兵を動員して城門を閉じ、杜景升を召して捕え、流配する。枢密院副使柳得義ら十二名、僧侶十餘名、小君洪機ら十餘名を流配する。
	明宗を昌樂宮に幽閉し、平涼公叟（神宗）を擁立して即位させる。
	崔忠献が内侍閔湜ら七十餘名を罷免する。
1197・10	崔忠献と崔忠粹がそれぞれ軍勢を率いて争い、崔忠粹が敗死する。

崔忠献がクーデターの過程においてまず李義叟を打倒目標として選んだのは、崔忠粹（崔忠献の弟）の李至栄（李義叟の息子）に対する個人的怨恨もさることながら<sup>18</sup>、李義叟本人に毅宗弑害などの罪状があったことから<sup>19</sup>、クーデターの大義名分を得やすかったた

18 崔忠粹は飼育していた鳩を李至栄に奪われたために返還を求めたところ、その言動を咎められて捕縛された経験がある。このことを恨んだ崔忠粹は兄崔忠献に李義叟父子の誅殺を提案したという。（『高麗史』卷一百二十九、列伝、崔忠献および『高麗史節要』卷十三、明宗二十六年四月）

19 李義叟殺害の直後、崔忠献は李義叟の罪状として（1）毅宗を弑害したこと、（2）民を苦しめたこと、（3）王位篡奪を目論んだこと、の三点を挙げて自身のクーデターを正当化している。（『高

めと思われる。実際に崔忠献は、「賊臣李義叟を討つ」ことをクーデターの大義名分とし、その残党を討つためと称して自身の政敵排除を国王明宗に認めさせている<sup>20</sup>。これによって崔忠献はクーデターの正当性を国王に認めさせることに成功し、公然と政敵排除に乗り出すことになった。

1196年の4月から5月にかけて、崔忠献のクーデターによって姓名が確認できるだけでも二十七名の人物が死に追いやられている<sup>21</sup>。この中には前述した慶大升の親戚であった孫碩・孫洪胤の父子も含まれており、彼らが李義叟勢力の一員であったとは考えにくい。崔忠献は自身に反対する者たちを全て李義叟勢力と見なして排除したようである<sup>22</sup>。

以上に述べてきたように、崔忠献が李義叟を最初の誅殺目標として選んだのは、李義叟の権力の大きさのためだけではなく、彼が毅宗弑害などの罪状を負っており、クーデターを正当化するための大義名分を得やすかったこともその一因であろう。したがって、李義叟を誅殺したことが崔忠献の政権掌握の契機になったことは事実であるものの、必ずしもそれが「李義叟政権」の存在を証明する根拠にはなりえないものと考えられる。

#### (根拠三) 李義叟が慶大升の死後に政界に復帰したこと

1181年4月に李義叟は慶大升を恐れて慶州に帰郷したものの<sup>23</sup>、1183年7月に慶大升が死ぬと、その翌年2月に明宗に召還されて政界に復帰している<sup>24</sup>。李義叟は慶大升の死後に政界に復帰し、崔忠献のクーデターによって殺されており、慶大升の死と崔忠献のクーデターとの間に中央政界に身を置いていた。そのために慶大升と崔忠献の間をつなぐ権力者として李義叟の存在が注目され、「李義叟政権」という概念が生み出されたのではないかと考えられる。

前述したとおり、1184年2月の李義叟の中央政界復帰をもって「李義叟政権」の成立とみなす見解が一般的であるが、慶大升の脅威を恐れて三年近く中央政界を退いていた李義叟が、政界復帰直後に政権を掌握できたとは考えにくい。

麗史』卷一百二十九、列伝、崔忠献および『高麗史節要』卷十三、明宗二十六年四月)

20 『高麗史』卷一百二十九、列伝、崔忠献および『高麗史節要』卷十三、明宗二十六年四月。

21 『高麗史節要』卷十三、明宗二十六年四月条と五月条を参考にして死に追いやられた人物の姓名を記すと、李義叟、李至栄、権準、孫洪胤、李景儒、権節平、孫碩、権允、柳森柏、崔赫尹、兪光、朴公襲、李仁成、康済、文得呂、文迪、崔光裕、李純祐、潘就正、崔衡、文洪賁、吉仁、周光美、金愈信、権衍、李至純、李至光の二十七名となる。

22 李義叟勢力の討伐を明宗に認められた崔忠献は、李義叟勢力の討伐にかこつけて政敵の排除を大々的に行なった。崔忠献のこのような行動のために、後世において李義叟の勢力が実際以上に大きく評価されるようになった可能性も考えられる。

23 『高麗史節要』卷十二、明宗十一年四月。

24 『高麗史節要』卷十二、明宗十四年二月。

実際に李義暉が政界に復帰した際に与えられた官職である工部尚書（正三品）は<sup>25</sup>、慶州に帰る前に保有していた刑部尚書（正三品）よりも低い官職であった<sup>26</sup>。少なくとも官職から見る限り、慶大升の死によって李義暉の地位が急激に上がったとは評価できない<sup>27</sup>。

さらに、前述のとおり政界復帰後の李義暉の動向を伝える記録は、1184年12月に守司空左僕射に任命されたという記録<sup>28</sup>を最後にして、1190年12月の同中書門下平章事就任<sup>29</sup>までの六年間断絶してしまう<sup>30</sup>。これはこの間において李義暉が主要な政策決定に関与していなかったことを意味しているのではないだろうか。

[朴宗基 1990]がこの六年間の記録の断絶を根拠にして1184年に「李義暉政権」が成立したとする通説を批判したことはすでに述べたとおりであるが、これに対して[金皓東 1994]が二つの史料的根拠を提示して反論している。以下、[金皓東 1994]の反論とその史料的根拠について簡単に検討してみたい。

[金皓東 1994]は以下の二つの記事を根拠にして「李義暉政権」が曹元正の乱以前から成立していたと主張している。

(A) 十二月、(明宗が)上將軍崔世輔を同修国事に任命し、將軍崔連・金富をともに礼部侍郎に任命した。三人は全員武官である。武官が儒官を兼ねるのはここから始まった。その当時にある人が重房に訴えた。「修国史文克謙は、毅宗弑害についての事実をそのまま書き記している。君主を弑害するのは天下の大悪である。武官に史官を兼ねさせ、事実どおりに書けないようにさせるのが良いだろう。」文克謙はこれを聞いて恐れ、密かに明宗に上奏した。明宗はあえて武臣たちの意に背こうとはしなかった。しかしながらそれが旧制と異なっていることを嫌った。そこで(明宗は)制を下して

---

25 『高麗史』卷二十、世家、明宗十三年十二月および『高麗史』卷一百二十八、列伝、李義暉。

26 [辺太燮 1971A]によれば、唐の六部の序列は吏・戸・礼・兵・刑・工の順であり、高麗では吏・兵・戸・刑・礼・工の順であったという(11頁)。したがって工部尚書と刑部尚書は同じ正三品官であっても実際には工部尚書の方が地位は低かったと考えられる。

27 [辺太燮 1973]のように、李義暉は官職が低くても実権を掌握していたのだから、官職が権力の尺度ではなかったのだとみなす見解もある。しかしながら、李義暉の政治活動を物語る史料が1190年頃まで見られないにもかかわらず、それ以前から李義暉が実権を握っていたことを史的に証明するのは困難である。

28 『高麗史』卷二十、世家、明宗十四年十二月および『高麗史』卷一百二十八、列伝、李義暉および『高麗史節要』卷十三、明宗十四年十二月。

29 『高麗史』卷二十、世家、明宗二十年十二月および『高麗史』卷一百二十八、列伝、李義暉および『高麗史節要』卷十三、明宗二十年十二月。

30 1188年に李至榮(李義暉の息子)が刃傷事件を引き起こし、李義暉が李至榮の処罰を求めたという記録が例外的に一件だけ見られる。(『高麗史節要』卷十三、明宗十八年十二月)

(崔世輔を)同修国事に任命したが、崔世輔は(明宗に)請わずして(「同修国事」の「事」字を)「史」字に改めた。このために毅宗実録は抜け落ちている部分があり、事実と異なる部分が多い。<sup>31</sup>(『高麗史節要』卷十三、明宗十六年十二月)

(B)(崔世輔の)子の崔斐は姿振る舞いが美しく、東宮指諭であった時に、太子の寵愛を受けていた婢が宮殿の垣の中から、橋を投げて彼を誘惑した。崔斐は結局この婢と姦通し、その事が洩れ、明宗は彼を法に従って裁こうとした。(崔斐は)李義政の助けに頼り、罪を免れることができた。<sup>32</sup>(『高麗史』卷一百、列伝、崔世輔)

史料(A)は毅宗の実録に毅宗弑害のことが事実通りに書かれることを恐れた人が、重房に訴え出て実録編纂に武臣を参与させることで事実を糊塗しようと図り、武臣の崔世輔が同修国事として実録編纂に関与することになったという記事である。また、史料(B)は崔世輔の息子崔斐が太子の寵愛している婢と姦通し、それが発覚して処罰を受けそうになった際に李義政が彼を救ったという記事である。

[金皓東 1994]は史料(A)を根拠にして1186年(明宗十六年)当時に文克謙が全く政治的実権を握っていなかったと見なしており、1187年の曹元正の乱までは文克謙の方が李義政よりも実権を握っていたとする[朴宗基 1990]の見解には再論の余地があると主張している<sup>33</sup>。たしかに文克謙は毅宗弑害に関する訴えが重房になされただけで恐れ、以後は毅宗弑害について事実どおり書けなくなっており、史料(A)の内容を見る限りでは文克謙が当時の高麗朝廷における最高の実力者であったとは考えにくい。しかし、文克謙が最高の実力者でなかったということが、すなわち李義政が最高の実力者であったことを意味するわけではない。史料(A)は文克謙の政治的実力の弱さを裏付ける根拠とはなりえても、「李義政権」の存在を示す直接的な史料にはなりえないものと考えられる<sup>34</sup>。

31 十二月、以上將軍崔世輔同修国事、將軍崔連・金富並為礼部侍郎。三人皆武官也。武官之兼儒官始此。時有人訴重房曰、修国史文克謙直書毅宗被弑之事。弑君天下之大惡。宜令武官兼之、使不得直書。克謙聞之懼、密奏於王。王不敢違武臣意。然惡其非旧制。乃下制同修国事、世輔不請而直以史字、改之。由是毅宗実録脱略多不実。

32 子斐美容儀、為東宮指諭、太子嬖婢在宮垣内、擲橋挑之。斐遂私之、事泄、王欲置諸法。頼李義政營救、獲免。

33 [金皓東 1994]の65頁。

34 あるいは[金皓東 1994]は明言してはいないものの、史料(A)にある重房への訴えが李義政の意志によってなされたものであったと考えているのかもしれない。すなわち、毅宗の弑害の事実を最も隠蔽したいのは毅宗弑害の実行犯であった李義政本人であったため、李義政が配下の人間を使って重房への訴えを行なわせ、明宗を動かして崔世輔に弑害の事実の隠蔽を行なわせたという解釈である。この解釈は一定の整合性があり、史料に直接的な記述は無いものの蓋然性が高いと思われる。しかし、もし李義政がこの時点ですでに高麗朝廷内の最高実力者であったとするなら、人を

次に、[金皓東 1994] は史料(B)を根拠にして李義暉が自分より高位の武臣であった崔世輔よりも政治的実力を有していたと主張している<sup>35</sup>。しかし、[金皓東 1994] 自らがこの根拠の限界を指摘しているように<sup>36</sup>、史料(B)の時期が不明確であり、崔世輔の生前なのか死後なのかが判然としない<sup>37</sup>。もし史料(B)が崔世輔の生前であるならば、崔斐が父崔世輔ではなく李義暉を頼って免責されたというこの記事は、李義暉の政治的影響力が崔世輔を上回っていたことの根拠になりうるであろう。しかし、これがもし崔世輔の死後の記事であったなら、李義暉の政治的影響力が1187年以前にも強かったことの根拠にはなりえない。崔斐の罪に対して崔世輔が何らかの行動をとった形跡がみられない事や崔斐の罪が崔世輔に影響を与えた形跡がみられない事などを勘案すれば、史料(B)はむしろ崔世輔の死後の記事である可能性が高いものと思われる<sup>38</sup>。

以上の検討から、[金皓東 1994] の反論はあるものの、1184年の帰京をもって「李義暉政権」の成立と見なす通説には確たる史料的根拠が無いものと考えられる。

以上、「李義暉政権説」の根拠とみなされうる三つの史料について検討してみたが、これらが必ずしも「李義暉政権」が実在していたことの根拠にはなりえないことが示せたと思う。次章では「李義暉政権説」を揺るがす史料的根拠を提示してみたい。

### 3. 「李義暉政権説」への疑問

この章では、「李義暉政権」と呼ぶに値する実体が明宗代後半期の高麗朝廷に存在していたかどうかを史料的に検討する。これまでに考えられてきたように李義暉という個人を頂点とする政権が実在していたとするならば、以下の二つの条件のうち少なくとも一つは満たしていたと考えられる。一つ目は、李義暉個人が他の人物の追隨を許さないほどに優

---

使って重房に訴えさせるよりはより直接的な方法で明宗を動かしたのではないかと考えられる。むしろ重房を通じて多くの武臣たちを味方につけなければ明宗を動かせないのだとすれば、それはこの時期の李義暉の政治的実力の弱さを裏付ける根拠にもなりうる。したがって、たとえこの訴えが李義暉の意志によるものだったとしても、それが李義暉の政治的実力の強さを裏付ける根拠になりうるかは疑問である。

35 [金皓東 1994] の66頁。

36 [金皓東 1994] は史料(B)の引用について、「この記事の内容が明宗二十三年崔世輔の死亡以前の話なのか、以後の話なのかが確実でない。もし、以後の話ならば、この史料の引用には問題がある。」(66頁)と述べている。

37 崔世輔は1193年10月に死んでいる。(『高麗史節要』卷十三、明宗二十三年十月)

38 崔斐は李義暉の支援によって罪を免れた後もこの婢と関係を持ち続けたため、1196年4月に崔忠献によって流配されている(『高麗史節要』卷十三、明宗二十六年四月)。このことを勘案するならば史料(B)は1196年からそう隔たっていない時期であったと考えられるため、崔世輔死後の事件であった可能性が高い。

越した政治的影響力を有していることである。二つ目は、当時の高麗朝廷の主要な政策決定が李義叟によってなされていたことである。本稿ではこの二つの条件のうち少なくとも一つが満たされていた場合に、「李義叟政権」が存在していたとみなす事にしたい。

まず一つ目の条件について検討してみよう。もし李義叟個人が他の追随を許さないほどの実権を有していたならば、李義叟は他の官人を服従させ、反対者を粛清できたはずである。しかしながら、杜景升<sup>39</sup>という人物は明宗代後半期を通じて李義叟より高い官職を保有し、李義叟に服従するような態度をとっていなかった。両者の関係を端的に示す史料は以下の三点である。

(C) 明宗二十年(明宗二十一年の誤りか<sup>40</sup>)、(李義叟が) 同中書門下平章事・判兵部事となった。その当時宰相には武人が多かった。(中略) ある日李義叟が杜景升とともに中書省に坐した。(李義叟は) 誇って言った。「ある人は勇ましく強いことを自ら誇っていたが、私がその人をこのように撃ち倒したのだ。」(李義叟は) ついに拳で柱を叩き、このために垂木が動いた。杜景升は言った。「ある時のことだが、私は素手で奮い立って攻撃したところ、人々は皆な潰走した。」(杜景升も) ついに柱を叩き、壁に拳がめりこんだ。その後李義叟と杜景升が中書省に坐して会議をした際に、(両者の意見が合わず) 議事が紛糾したため、(李義叟は) 拳を奮って柱を叩いて言った。「お前は何の功績が有って、私より上の位にいるのか？」当時の人々は「掖垣の李・杜、密院の孫・金」と語った。<sup>41</sup> (『高麗史』 卷一百二十八、列伝、李義叟)

(D) 二月、(明宗は) 杜景升を三韓後壁上功臣とした。重房の諸将は宴を開いてこれを祝賀した。宴たけなわになると各人が楽器をとり、杜景升が歌い、守司空の鄭存実が小管を吹いた。李義叟は怒り罵って言った。「宰相ともあろう者が好き勝手に歌を歌っ

39 全州万頃県の人で、武臣として出仕したが、庚寅の乱には加担しなかった。李義方に才能を認められ、金甫当の乱(1173年)や趙位寵の乱(1174~76年)の鎮圧に功績を立て、官は平章事・判吏部事、門下侍中(従一品)、中書令(従一品)にまで至った。1197年に崔忠獻が明宗を廃し神宗を擁立するクーデターを起こすと、紫燕島に流配され、その地で死去した。彼の生涯については〔杜允京 2013〕が詳しい。

40 史料(C)では明宗二十年(1190年)とあるが、『高麗史』の明宗世家や『高麗史節要』では李義叟の判兵部事就任を明宗二十一年(1191年)の出来事としており、おそらく史料(C)の紀年が誤っているものと考えられる。

41 二十年、同中書門下平章事判兵部事。時宰相多武人。(中略) 一日義叟与杜景升同坐中書、誇曰、某人自矜勇力、吾撃仆之如此。遂用拳撞柱、楹桷為之動。景升曰、某時之事、吾以空拳奮擊、衆皆奔潰。遂撞之、拳陷於壁。後義叟与景升坐省、議事相失、奮拳擊柱曰、爾有何功、位在吾上。時人語曰、掖垣李・杜、密院孫・金。

たり笛を吹いたりして、みずから楽人と同じようなことをするとは何事か。」宴をやめて帰った。<sup>42</sup>（『高麗史節要』卷十三、明宗二十三年二月）

（E）（杜景升は）李義暉と共に門下侍中に任命されたが、位は李義暉より上にあった。李義暉は中書省で大いに罵ったが、杜景升は笑って答えなかった。<sup>43</sup>（『高麗史』卷一百、列伝、杜景升）

史料（C）は、当時判兵部事であった李義暉と当時判吏部事・修国史であった杜景升が、中書省で互いに張り合っていたことを示す記事である。この中で注目すべきは李義暉の「お前は何の功績が有って、私より上の位にいるのか？（爾有何功、位在吾上）」という発言であろう。高麗の制度においては基本的に序列第一位の宰相（冢宰）が判吏部事を兼任し、第二位の宰相（二宰）が判兵部事を兼任することになっていた<sup>44</sup>。そのために李義暉（判兵部事）は自分より地位の高い杜景升（判吏部事）に対して嫉妬心を抱いていたものと見られる。

また、史料（D）は1193年2月に杜景升の功臣冊封を祝う宴席において、李義暉が杜景升と鄭存実を罵ったという記事である。史料（D）からうかがえるように、李義暉は自分よりも先に杜景升が功臣に冊封されたことに対する嫉妬から<sup>45</sup>、このような行動をとったものと考えられる。

史料（E）は杜景升と李義暉が臣下としての最高位である門下侍中となったものの<sup>46</sup>、杜景升の方がより高い地位にあった。そのため李義暉が杜景升を罵ったが、杜景升は平然と笑っていたという記事である。李義暉が杜景升をあえて罵ったのは、史料（D）と同様に自分より上の地位にいる杜景升に対する嫉妬心によるものと思われる。

---

42 二月、以杜景升為三韓後壁上功臣。重房諸將宴賀、酒酣各執樂器。景升歌、守司空鄭存実吹小管。李義暉怒罵曰、豈有宰相恣為歌吹、自同伶人乎。乃罷歸。

43 与義暉同拜門下侍中、位在義暉上。義暉在中書大詬、景升笑而不答。

44 [辺太燮 1971B] の79～82頁。

45 翌1194年に李義暉も功臣に冊封されている。（『高麗史節要』卷十三、明宗二十四年正月）

46 史料（E）を文字通りに解釈すると杜景升と李義暉が同時に門下侍中になっているかのように読めるが、適任者が無ければ空席となる門下侍中の職に同時に二名も任命されることは極めて異例であり、同じ門下侍中でありながら「位は義暉の上に在り」と書かれている点も不審である。また、杜景升が門下侍中になっていたことは他の史料から裏付けることができるが（『高麗史節要』卷十三、明宗二十六年八月）、李義暉が門下侍中になっていたかどうかは『高麗史』の李義暉伝をはじめとする他の史料から確認できない。それゆえ李義暉も門下侍中になったとする史料（E）の記述は疑わしいが、これを積極的に否定する根拠も不足しているため、本稿では文字どおりに解釈しておきたい。

これら三つの史料からうかがえる両者の関係の特徴としては、李義叟の杜景升に対する嫉妬ないし対抗意識と、杜景升の平然とした態度を挙げる事ができよう。もし李義叟が杜景升をしのぐほどの政治的影響力を保持していたならば、杜景升に対して何故これほど対抗意識を露わにしたのであろうか。また、杜景升は李義叟に明らかな敵意を向けられていたにもかかわらず、李義叟を恐れた様子も無く、李義叟誅殺後まで門下侍中の地位を守り続けている<sup>47</sup>。

李義叟が杜景升に対して強い対抗意識を抱き、そうでありながらも杜景升を排除することができなかったのは、両者が保持していた政治的实力に大きな差が無かったためではないだろうか<sup>48</sup>。少なくとも李義叟が官職上の地位において杜景升に及ばず、その事に不満を抱きながらも最後までその差を埋められなかったことは確かであり、この点から李義叟の政治的实力の限界を読みとることができる。

次に二つ目の条件、すなわち当時の高麗朝廷の主要な政策決定が李義叟によってなされていたかどうかについて検討してみたい。実は李義叟が何らかの政策に関与した事を確認できる事例は極めて少なく、御史大夫王度を弾劾して罷免させた事例<sup>49</sup>と土手を築いて道を作り「新道宰相」と呼ばれた事例<sup>50</sup>の二件しか見当たらない。この二件とも「朝廷の主要な政策」とは言いがたく、当時の高麗朝廷の主要な政策決定において李義叟の意志がどの程度反映されていたのかは現状では不明とせざるをえない<sup>51</sup>。

ただし、李義叟が銓注（人事行政）に関与していた事は確実であり、そのことは次の史料からうかがい知ることができる。

(F) 李義叟は銓注を擅断し、人事が賄賂によって動かされていた。(李義叟の)仲間たちが結託したが、朝廷の臣下たちは誰もそれをとがめることができなかった。<sup>52</sup> (『高麗史』 卷一百二十八、列伝、李義叟)

47 杜景升は、李義叟が誅殺された後の1196年11月に門下侍中から中書令に昇進している。(『高麗史』 卷二十、世家、明宗二十六年十一月)

48 史料(C)によれば、当時の人々は李義叟と杜景升を「掖垣の李・杜」と呼び、枢密院で犬猿の仲として有名であった枢密院副使孫碩と知枢密院事金永存を「密院の孫・金」と呼んでいたという。これは李義叟と杜景升の実力伯仲した関係を当時の人々が評した言葉かもしれない。

49 『高麗史』 卷二十、世家、明宗二十二年十月。

50 『高麗史』 卷一百二十八、列伝、李義叟および『高麗史節要』 卷十四、神宗元年五月。

51 これに対して杜景升は、式目都監の文書の保管についての提言を行なったり、また功臣の子孫たちに対する優待措置を提言するなどしており、ともに実施されている(『高麗史』 卷一百、列伝、杜景升)。少なくとも杜景升の方がより重要な政策決定に関与していたことを示す史料が残っている。

52 義叟擅銓注、政以貨成。支党連結、廷臣莫敢誰何。

史料（F）によれば、李義暉は銓注を掌り、賄賂を取って恣意的な人事行政を行なっていたことがわかる。したがって李義暉が銓注を掌ることで高麗朝廷の政策決定に関与していたことは確実であるが、明宗代後半期に銓注を掌ったのは李義暉だけではない。明宗代後半期に銓注を掌ったことが史料上確認できる人物としては、閔令謨、李光挺、韓文俊、文克謙、崔世輔、杜景升、李義暉の七名を挙げることができる。

（表三）を見れば一目瞭然だが、この時期に銓注を掌ったことが確認できる七名は全て吏部か兵部の判事であり、吏部（文臣の人事を担当）と兵部（武臣の人事を担当）の銓注機能がこの時期にはまだ維持されていた事がわかる<sup>53</sup>。したがって、李義暉が銓注を掌ったとしてもおそらくそれは判兵部事としての権限の範囲内においてであり、武臣の人事のみに限られていたものと思われる。1191年以降、文臣の人事権は判吏部事の杜景升が、武臣の人事権は判兵部事の李義暉が掌握し、人事行政の面でもこの二人が並び立っていたことがわかる。したがって、李義暉が一人で人事権を掌握できていたわけではない。また、李義暉の人事権の掌握があくまでも判兵部事としての権限の範囲内においてのみ可能

表三 明宗代後半期の銓注担当者一覧表

人名	官職（在任時期）	事項
閔令謨	判吏部事（1179～1183年）	閔令謨が銓注を掌ると、請謁が公然と行なわれ、銓注が乱れた。（『高麗史』巻101、列伝、閔令謨）
李光挺	判兵部事（1180？～1183年）	李光挺は頑迷無識だったため、銓注が乱れた。（『高麗史』巻128、列伝、鄭仲夫、附李光挺）
韓文俊	判兵部事（1183～1184年）	兵部と吏部を掌り、銓注は公平で適切だった。（『高麗史節要』巻13、明宗20年8月）
	判吏部事（1184～1187年？）	
文克謙	権判吏部事（1187～1189年）	権豪の請願をよく聴いて賢否を察しなかったため、銓注が乱れた。（『高麗史』巻99、列伝、文克謙）
崔世輔	判吏部事（1189～1191年？）	崔世輔は性格が貪汚であったため、賄賂の多寡を見て昇黜を決めた。（『高麗史』巻100、列伝、崔世輔）
杜景升	判吏部事（1191～1197年？）	杜景升は銓注を掌り、明宗の寵臣たちでもこれを変更できなかった。（『高麗史』巻100、列伝、杜景升）
李義暉	判兵部事（1191～1196年？）	李義暉が銓注を擅断し、人事行政が賄賂で動いた。（『高麗史』巻128、列伝、李義暉）

53 崔忠獻は1199年に兵部尚書として知吏部事を兼ねて武臣と文臣の銓注を擅断し、1202年以降は自宅で文武臣の銓注を行なうようになり、吏部と兵部の銓注機能が失われることになる。1225年以降は崔忠獻の子崔怡によって設置された政房という組織が銓注を主管するようになった。高麗時代の人事行政の変遷については、[矢木 2008]が参考になる。

であったとするならば、1191年の判兵部事就任以前には人事権を掌握していなかったことになり、少なくとも人事行政の面においては1184年から李義政が影響力を行使できたとは考えにくい。

以上、「李義政政権」が存在していたとみなすための二つの条件について検討してみたが、その結果として次のように結論づけることができると思う。李義政は1191年に判兵部事として序列第二位の宰相となったが、最後まで官職上の地位において杜景升に及ばず、政治的实力においても杜景升を大きく上回ることができなかった。また、李義政が1191年に判兵部事として武臣の人事権を掌握したことは事実であるが、文臣の人事権は杜景升が掌握しており、人事行政を一人で掌握できていたわけではない。

このように考えてみると、李義政自身の記録が断絶する1184年から1190年の間は言うに及ばず、宰相の地位にのぼった1190年以降においても李義政が独裁的な権力を掌握できていなかったことがうかがえる。1190年以降は李義政と杜景升という二人の実力者が並存していた時期であり、「李義政政権」というよりはむしろ李義政と杜景升による二頭体制という方が実態に近いのではないかと考えられる。少なくとも1184年から1190年の間においても「李義政政権」が存在していたとする従来の通説は再考の余地があるだろう。

## おわりに

これまで1184年から1196年までの間に「李義政政権」が存在していたとする通説に対して三章にわたって検討をしてきたが、この通説が必ずしも史的に裏付けられるものではないことを示せたと思う。特に1184年から1190年までの時期は李義政自身の活動記録が見られず、その時期に李義政が執権者であったとする説は見直される必要がある。また、李義政が宰相になった1190年以降においても李義政が独裁的な支配を実現できたわけではなく、「李義政政権」というよりは「李義政・杜景升二頭体制」という構図の方が妥当であると考えられる<sup>54</sup>。

これまで明宗代後半期の政治史は「李義政政権期」として過度に単純化され、李義政と明宗ばかりが注目されてきた。そのためにそれ以外の人物はどちらかの勢力に与する客体として扱われ、この時期の政治史の実態把握が難しくなっていた。たしかに明宗代後半期を「李義政政権期」としてとらえる見方はわかりやすい。しかし、わかりやすい概念が必ずしも実態であったとはかぎらない。武人政権に対する単純化された概念は、研究者の視点を固定化させ、多様な視点からの検討を困難にさせてはこなかっただろうか。

---

54 本稿執筆後に[白寅桓 2019]を読んだところ、慶大升死後の1183年から1190年を「執権者不在の時期」とし、1190年から1196年を「李義政と杜景升が権力を分占した時期」とであると指摘している。本稿とは検討の仕方が異なるものの、同じ結論に至っており、韓国でも新たな視点からの研究が進みつつあることがうかがえる。

今後筆者は、本稿で提唱した「李・杜二頭体制」論の妥当性を検証すべく、李義暉と杜景升の関係をより詳細に検討してみたいと考えている。また、李義暉以前の執権者とされる慶大升の政権についても「李義暉政権」と同様の再検討が必要である。以上のように検討すべき課題は多いが、このような研究の積み重ねが武人政権期の政治史の全貌を描き出すために必要な作業であると考えている。

### 【付記】

本稿は2016年2月に中村元記念館の思想文化カフェで口頭発表した内容を論文として再構成したものである。

### 〈参考文献〉

(\*) 日本語は著者名の五十音順で、韓国語は가나다順で並べた。著者が同じ場合は古いものから順に並べた。

### (日本語)

- ・金鍾国 1960 「高麗武臣政権の特質に関する一考察 — 私兵集団と経済的基盤を中心として」(『朝鮮学報』17)
- ・高橋昌明 2004 「東アジアの武人政権」(歴史学研究会、日本史研究会編『日本史講座三 中世の形成』東京大学出版会)
- ・滑川敦子 2007 「一二～一三世紀における日本・高麗の武人政権」(韓日次世代学術Forum編『次世代人文社会研究』3)
- ・旗田巍 1979 「高麗の武人と地方勢力 — 李義暉と慶州 —」(旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』上、龍溪書舎)
- ・村井章介 1992 「比較史上の天皇・将軍」(木村尚三郎ほか編『中世史講座』6、学生社)
- ・村井章介 1999 「鎌倉幕府と武人政権 — 日本と高麗」(村井章介著『中世日本の内と外』筑摩書房)
- ・矢木毅 2008 「高麗時代の銓選と告身」(矢木毅著『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会)
- ・義江彰夫 1992 「朝廷・幕府の分立と日本の王権 — 高麗・李朝王権との比較を通して」(荒野泰典、石井正敏、村井章介編『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会)

### (韓国語)

- ・金塘沢 1979 「李義暉 政権의 性格」(『歴史学報』83)
- ・金塘沢 1999 「李義暉의 慶州勢力과 新羅復興運動」(金塘沢著『高麗의 武人 政権』国学資料院)
- ・金大中 2002 「崔忠献政権의 成立 背景 — 崔忠献과 李義暉의 관계 변화와 관련하여 —」(『震檀学報』93)
- ・金庠基 1948 「高麗武人政治機構考」(金庠基著『東方文化交流史論攷』乙酉文化社)
- ・金喆東 1982 「高麗 武臣政権下에서의 慶州民의 動態와 新羅復興運動」(『民族文化論叢』)

2・3)

- ・金皓東 1994 「李義旼政權의 再照明」(『慶大史論』7)
- ・金皓東 2012 「고려 명종 23년의 '신라부흥운동' 사료 검토」(『新羅史學報』26)
- ・羅滿洙 1992 「高麗 明宗代 重房政治와 国王」(『国史館論叢』31)
- ・杜允京 2013 「고려 무인정권기 杜景升의 정치활동」(韓國教員大学校 碩士 論文)
- ・朴宗基 1990 「12, 13세기 農民抗争의 原因에 대한 考察」(『東方學志』69)
- ・辺太燮 1971A 「高麗時代 中央政治機構의 行政体系 — 尚書省 機構를 중심으로 —」(辺太燮著『高麗政治制度史研究』一潮閣)
- ・辺太燮 1971B 「高麗宰相考」(同上)
- ・辺太燮 1973 「武臣乱과 崔氏政權의 成立」(国史編纂委員會編『韓國史』7、탐구당)
- ・白寅桓 2019 「高麗 明宗 후반기 무신집권자의 부제와 권력분점」(成均館 大学校 碩士 論文)
- ・신수정 2004 「李義旼의 出世 배경과 그 과정」(『史學研究』74)
- ・李領 2005 「武臣政權 成立의 國際的契機 —比較史的인 觀點을 통한 考察」(『韓國放送通信大学校 論文集』40)
- ・李貞信 2006 「高麗時代 明宗 研究」(『韓國人物史研究』6)

キーワード 高麗、武人政權、李義旼、明宗、崔忠獻、杜景升、執權者

(NAKANO Kota)

